



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために  
Ministry of Health, Labour and Welfare

社保審－介護給付費分科会

第252回 (R7.12.26)

資料 2

# 地域区分について（報告）

# 地域区分の見直しに向けた進め方について

- 地域区分は、公平性・客観性を担保する観点から、原則として、地域における民間の賃金水準を反映して設定されている公務員（国家公務員又は地方公務員）の地域手当に準拠しているが、地域区分の見直しにあたっては、支給割合が上がる自治体もあれば下がる自治体もあるため、報酬単価の大幅な変更を緩和する観点から、市町村の意向を確認した上で経過措置を設けている。  
※ 経過措置とは別に、隣接地域の状況により公平性を欠く状況にあると考えられる自治体に対し、特例を設けている。
- この経過措置の適用について、支給割合が上がる場合には、従前の支給割合を維持することを含め、見直し前後の支給割合の範囲内で設定することを可能としており、例えば3年毎に段階的に引き上げていくことも可能としている。また、支給割合が下がる場合にも同様の設定を可能としている。
- 国家公務員の地域手当については、令和6年8月の人事院勧告において、級地区分を設定する地域の単位を広域化（従来の市町村単位から都道府県単位を基本）するとともに、級地区分の段階数を7区分から5区分とする見直し内容が示され、令和7年度から段階的に支給割合の引き上げや引き下げが実施されている。
- また、地方公務員の地域手当についても同様の見直しが行われており、総務省の方針を踏まえて各市町村で地域手当の設定を行うことになるが、地域手当の設定にあたっては、特別交付税の減額措置が令和7年度から廃止されており、国家公務員とは異なる独自の支給割合を設定する自治体が増加することも考えられる。
- こうしたことを踏まえ、令和9年度介護報酬改定に向け、下記のスケジュールで市町村の意向を確認しつつ、検討を進める予定。

(今後のスケジュール(予定))

令和8年2～3月 市町村への意向調査

※令和9年度以降の地域区分の設定に係る意向や各市町村における公務員の地域手当の支給割合等を調査

令和8年度以降 令和9年度介護報酬改定に向けて介護給付費分科会で議論

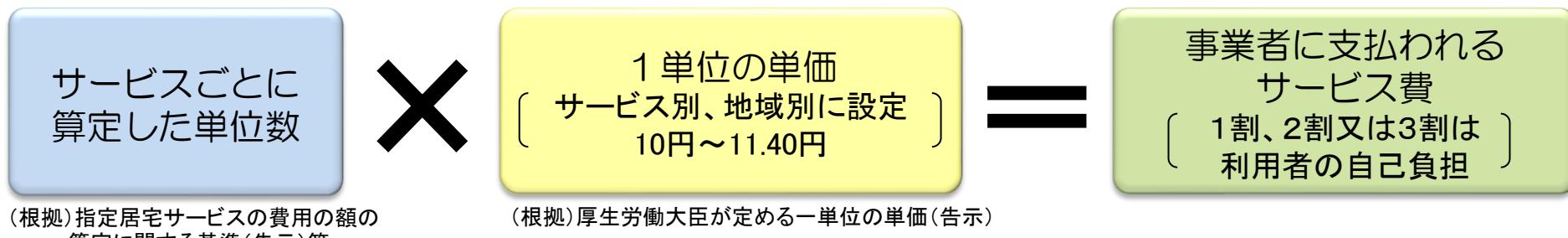
令和8年年末頃 市町村に令和9年度からの地域区分を提示

# 參考資料

# 介護報酬について

- 介護報酬は、法律上、事業所が所在する地域等も考慮した、サービス提供に要する平均的な費用の額を勘案して設定することとされている。(介護保険法第41条第4項等)
- 利用者に直接介護サービスを提供する従業者の賃金は地域によって差があり、この地域差を介護報酬に反映する為に、「単位」制を採用し、サービスごと、地域ごとに1単位の単価を設定している。
- 各市町村に適用される級地(地域区分)は、公平性・客観性を担保する観点から、公務員(国家・地方)の地域手当の設定がある地域は、原則として当該地域手当の区分に準拠しつつ、地域区分の見直しにあたっては、支給割合が上がる自治体もあれば下がる自治体もあるため、報酬単価の大幅な変更を緩和する観点から、市町村の意向を確認した上で経過措置を設けている。また、隣接地域の状況によって、一部特例を設けている。

## ■介護報酬の基本的な算定方法



## ■1単位の単価 (サービス別、地域別に設定)

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他	
上乗せ割合	20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%	
人件費割合	①70%	11.40円	11.12円	11.05円	10.84円	10.70円	10.42円	10.21円	10円
	②55%	11.10円	10.88円	10.83円	10.66円	10.55円	10.33円	10.17円	10円
	③45%	10.90円	10.72円	10.68円	10.54円	10.45円	10.27円	10.14円	10円

①訪問介護／訪問入浴介護／訪問看護／居宅介護支援／定期巡回・随時対応型訪問介護看護／夜間対応型訪問介護

②訪問リハビリテーション／通所リハビリテーション／認知症対応型通所介護／小規模多機能型居宅介護／看護小規模多機能型居宅介護／短期入所生活介護

③通所介護／短期入所療養介護／特定施設入居者生活介護／認知症対応型共同生活介護／介護老人福祉施設／介護老人保健施設／介護医療院／

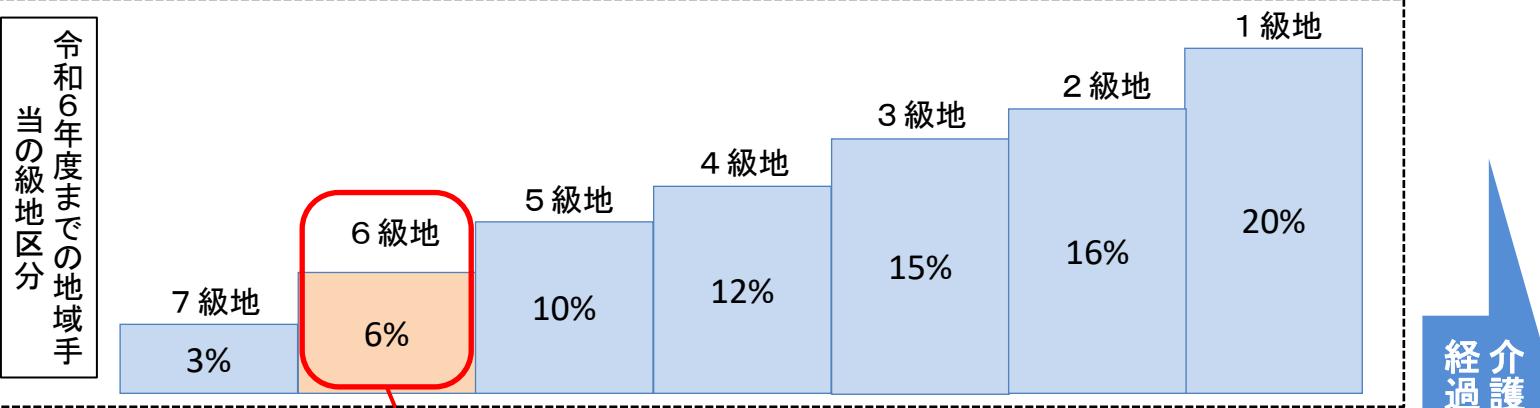
地域密着型特定施設入居者生活介護／地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護／地域密着型通所介護

# 地域区分の経過措置について

## 概要

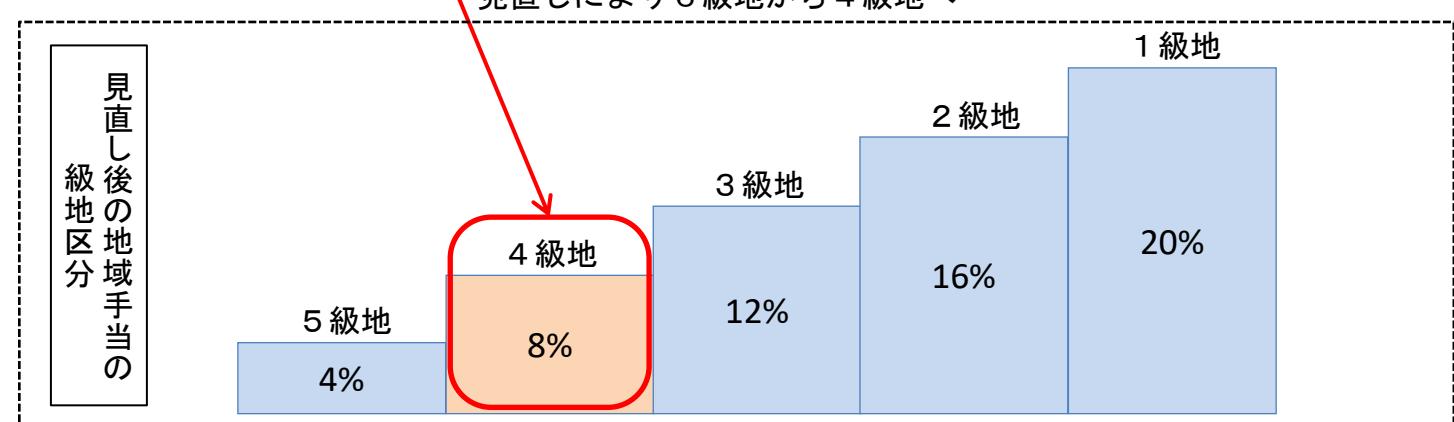
- 地域区分の見直し(※)にあたっては、支給割合が上がる自治体もあれば下がる自治体もあるため、報酬単価の大幅な変更を緩和する観点から、市町村の意向を確認した上で、従前の支給割合を維持することを含め、見直し前後の支給割合の範囲内で設定することを可能とする経過措置を設けている。  
※ これまで、平成24年度及び平成27年度の介護報酬改定において、地域区分の見直しを実施。
- 経過措置については、3年毎の介護報酬改定の際に、その取扱いについて市町村の意向を確認しており、令和8年度末まで延長が認められている。

## 【例:見直しにより支給割合が上がる場合】



介護保険の  
経過措置

地域区分については、  
6%～8%の範囲で設  
定することが可能



# 地域区分の特例について

## 概要

令和6年度以降の級地の設定に当たっては、現行の級地を適用することを基本としつつ、公平性を欠く状況にあると考えられる自治体については、以下の通り特例を設け、自治体に対して行った意向調査の結果を踏まえ、級地に反映する。

ア 次の場合は、当該地域に隣接する地域に設定された地域区分のうち、一番低い又は高い地域区分までの範囲で引き上げる又は引き下げるなどを認める。

- i 当該地域の地域区分よりも高い又は低い地域に全て囲まれている場合。
  - ii 当該地域の地域区分よりも高い又は低い級地が設定された地域に複数隣接しており、かつ、その地域の中に当該地域と4級地以上の級地差がある地域が含まれている場合。なお、引上げについては、地域手当の級地設定がある自治体を除く。
  - iii 当該地域の地域区分よりも高い又は低い級地が設定された地域に囲まれており、かつ、同じ地域区分との隣接が単一（引き下げの場合を除く）の場合。なお、引上げについては、地域手当の級地設定がある自治体を除く。
- イ 5級地以上の級地差がある地域と隣接している場合について、4級地差になるまでの範囲で引上げ又は引下げを認めること。

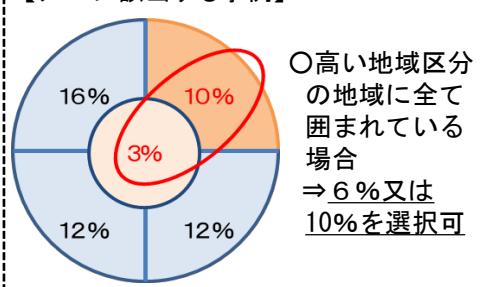
（注1）隣接する地域の状況については、同一都道府県内ののみの状況に基づき判断することも可能とする。（アiのみ）

（注2）広域連合については、構成自治体に適用されている区分の範囲内で選択することを認めているが、令和5年度末に解散する場合について、激変緩和措置を設ける。

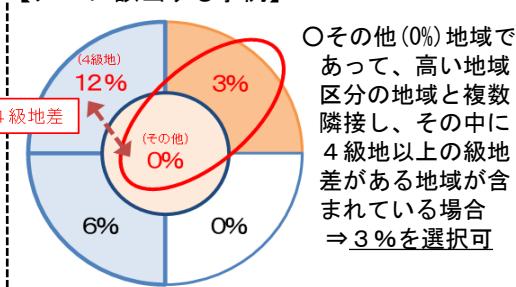
（注3）自治体の境界の過半が海に面している地域にあっては、イの例外として、3級地差以上の級地差であっても2級地差になるまで引上げを認める。

（注4）障害福祉サービス等報酬及び子ども・子育て支援制度における公定価格の両方の地域区分が、経過措置等による特別な事情で介護報酬の級地より高くなっている場合、その範囲内において、隣接する高い級地のうち最も低い区分まで引上げを可能とする。

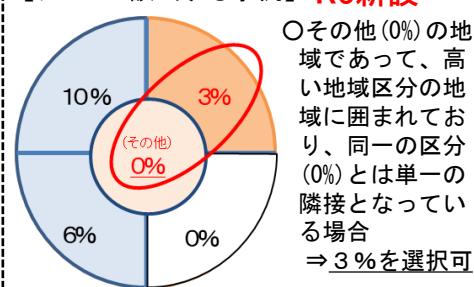
### 【ア i に該当する事例】



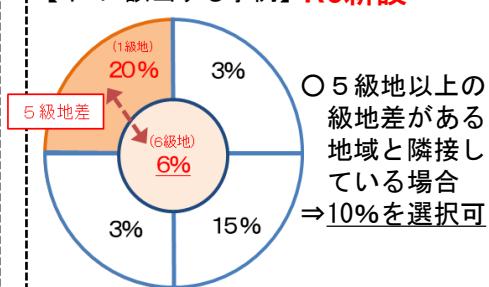
### 【ア ii に該当する事例】



### 【ア iii に該当する事例】 R6新設



### 【イ に該当する事例】 R6新設



令和6年度から令和8年度までの間の地域区分の適用地域										その他		
上乗セ割合	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地					
	20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%			0%		
地域	東京都 特別区	東京都 調布市(3) 町田市 狛江市 多摩市 神奈川県 横浜市 川崎市 大坂府 大阪市	埼玉県 さいたま市 千葉県 千葉市 浦安市(4) 東京都 八王子市 武藏野市 三鷹市 青梅市 府中市 小金井市 立川市 小平市 昭島市 日野市 東村山市 国分寺市 国立市 清瀬市 東久留米市 稲城市 西東京市 神奈川県 鎌倉市 厚木市(4) 愛知県 名古屋市 刈谷市(4) 豊田市(4) 大阪府 守口市 大東市 門真市 兵庫県 西宮市 芦屋市 宝塚市	茨城県 牛久市 埼玉県 朝霞市 志木市 和光市 千葉県 八王子市 船橋市 成田市 習志野市 東京都 立川市 新座市 八潮市(6) ふじみ野市 千葉県 市川市 相模原市 横須賀市(5) 藤沢市 逗子市 三浦市(6) 海老名市 大阪府 豊中市 池田市 吹田市 高槻市 寝屋川市 箕面市 四條畷市(3) 神奈川県 平塚市 小田原市 茅ヶ崎市 大和市 伊勢原市 座間市 綾瀬市 葉山町(6) 寒川町 愛川町 愛知県 知立市(6) 豊明市(6) みよし市 滋賀県 大津市 草津市 栗東市 京都府 京都市 長岡京市(6) 大阪府 堺市 枚方市 茨木市 八尾市 松原市 摂津市 高石市 東大阪市 交野市	兵庫県 水戸市 日立市 龍ヶ崎市 取手市 つくば市 守谷市 船橋市 川口市(6) 草加市(6) 戸田市(6) 新座市 八潮市(6) ふじみ野市 市川市 松戸市 佐倉市 市原市 八千代市 四街道市 袖ヶ浦市(6) 印西市 栄町 東京都 福生市 あきる野市 日の出町 神奈川県 平塚市 小田原市 茅ヶ崎市 大和市 伊勢原市 座間市 綾瀬市 葉山町(6) 寒川町 愛川町 愛知県 知立市(6) 豊明市(6) みよし市 滋賀県 大津市 草津市 栗東市 京都府 京都市 長岡京市(6) 大阪府 堺市 枚方市 茨木市 八尾市 松原市 摂津市 高石市 東大阪市 交野市	宮城県 仙台市 多賀城市 茨城県 土浦市 利根町 栃木県 宇都宮市 福岡市 群馬県 高崎市 埼玉県 川越市 行田市 所沢市 加須市 東松山市 春日部市 狭山市 羽生市 鴻巣市 上尾市 越谷市 蕨市 入間市 桶川市 久喜市 神奈川県 平塚市 小田原市 茅ヶ崎市 大和市 伊勢原市 座間市 綾瀬市 葉山町(6) 寒川町 愛川町 愛知県 知立市(6) 豊明市(6) みよし市 滋賀県 大津市 草津市 栗東市 京都府 京都市 長岡京市(6) 大阪府 堺市 枚方市 茨木市 八尾市 松原市 摂津市 高石市 東大阪市 交野市	東京都 尼崎市 伊丹市 川西市 三田市 広島県 広島市 府中町 川口市(6) 草加市(6) 戸田市(6) 新座市 八潮市(6) ふじみ野市 市川市 松戸市 佐倉市 市原市 八千代市 四街道市 袖ヶ浦市(6) 印西市 栄町 東京都 福生市 あきる野市 日の出町 神奈川県 平塚市 小田原市 茅ヶ崎市 大和市 伊勢原市 座間市 綾瀬市 葉山町(6) 寒川町 愛川町 愛知県 知立市(6) 豊明市(6) みよし市 滋賀県 大津市 草津市 栗東市 京都府 京都市 長岡京市(6) 大阪府 堺市 枚方市 茨木市 八尾市 松原市 摂津市 高石市 東大阪市 交野市	大阪府 岸和田市 泉大津市 富田林市 河内長野市 和泉市 柏原市 羽曳野市 藤井寺市 泉南市 大阪狭山市 阪南市 島本町 豊能町 能勢町 忠岡町 熊取町 田尻町 岬町 太子町 河南町 安城市 千早赤阪村 西尾市 兵庫県 犬山市(7) 江南市(7) 猪名川町 奈良県 岩倉市(7) 日進市 愛西市 坂戸市 幸手市 北名古屋市 弥富市 鶴ヶ島市 吉川市 白岡市 伊奈町 三芳町 宮代町 杉戸町 松伏町 千葉県 津市 木更津市(7) 野田市 茂原市 柏市 流山市 我孫子市 鎌ヶ谷市 白井市 酒々井町 茨城県 水戸市 日立市 龍ヶ崎市 取手市 つくば市 守谷市 神栖市 宇都宮市 瑞穗町 土浦市 古河市 利根町 秦野市 和泉市 宇都宮市 野木町 中井町(他) 清川村 岐阜県 岐阜市 大垣市 郡上市 多治見市 美濃加茂市(他) 各務原市 可児市 小山市 静岡県 浜松市 沼津市 三島市 下野市(6) 富士宮市 壬生町 島田市 富士市 磐田市 焼津市 伊豆崎市 太田市 渋川市 藤枝市 棟東村(他) 吉岡町(他) 玉村町 埼玉県 熊谷市 深谷市 日高市 毛呂山町 越生町 滑川町 川島町 吉見町 鳩山町 寄居町 千葉県 東金市 君津市 富津市 八街市 富里市 山武市 大網白里市 長柄町 長南町 神奈川県 南足柄市(他) 山北町 箱根町	北海道 札幌市 茨城県 結城市 下妻市 笠間市 ひたちなか市 那珂市 筑西市 坂東市 稻敷市 大洗町 板木県 板木市 鹿沼市 日光市 壬生町 群馬県 前橋市 伊勢崎市 三郷市 下野市(6) 壬生町 群馬県 前橋市 伊勢崎市 太田市 渋川市 藤枝市 棟東村(他) 吉岡町(他) 玉村町 埼玉県 熊谷市 深谷市 日高市 毛呂山町 越生町 滑川町 川島町 吉見町 鳩山町 寄居町 千葉県 東金市 君津市 富津市 八街市 富里市 山武市 大網白里市 長柄町 長南町 神奈川県 南足柄市(他) 山北町 箱根町	新潟県 新潟市 富山県 富山市 石川県 金沢市 内灘町 福井県 那珂市 山梨県 甲府市 高浜市 南アルプス市(他) 南アルプス市(他) 長野県 大垣市 長野市 阿見町 河内町 八千代町 五霞町 境町 多治見市 美濃加茂市(他) 各務原市 可児市 静岡県 浜松市 沼津市 三島市 富士宮市 島田市 富士市 磐田市 焼津市 掛川市 渋川市 藤枝市 棟東村(他) 吉岡町(他) 玉村町 函南町 清水町 長泉町 小山町 川根本町 森町 兵庫県 姫路市 加古川市 三木市 高砂市 稻美町 播磨町	愛知県 豊橋市 半田市 豊川市 蒲郡市 桜井市 常滑市 御所市 小牧市 香芝市 葛城市 宇陀市 山添村 平群町 三郷町 斑鳩町 安堵町 川西町 三宅町 田原本町 曾爾村 明日香村 上牧町 王寺町 広陵町 河合町 岡山県 岡山市 広島県 東広島市 廿日市市 海田町 能野町 朝日町 川越町 山口県 周南市 徳島県 徳島市 香川県 高松市 福岡県 北九州市 飯塚市 筑紫野市 古賀市 長崎県 長崎市	奈良県 大和高田市(6) 天理市 橿原市 桜井市 御所市 香芝市 葛城市 宇陀市 山添村 平群町 三郷町 斑鳩町 安堵町 川西町 三宅町 田原本町 曾爾村 明日香村 上牧町 王寺町 広陵町 河合町 岡山県 岡山市 広島県 東広島市 廿日市市 海田町 能野町 朝日町 川越町 山口県 周南市 徳島県 徳島市 香川県 高松市 福岡県 北九州市 飯塚市 筑紫野市 古賀市 長崎県 長崎市
地域数	23(23)	7(6)	29(27)	24(25)	59(51)	137(140)	170(166)			1292(1303)		

# 級地の設定状況について

○特例及び経過措置の適用状況(令和6年4月1日時点)

(自治体数)

	合 計 (A+B)	本来の級地よりも 引き上げ(A)	本来の級地よりも 引き下げ(B)
公務員の地域手当に準拠	1,544	—	—
経過措置を適用 (H27～)	80	2	78
特 例 を 適 用	複数隣接ルールを適用 (H27・R6)	57	55
	完全囲まれルールを適用 (H30・R3)	30	15
	4級地差ルールを適用 (R3)	2	2
	5級地差ルールを適用 (R6)	7	7
	広域連合ルールを適用 (H27～)	20	5
	他制度との均衡ルールを適用 (R6)	1	1

(参考)令和6年度改定において級地変更があった自治体数 38(引き上げ35、引き下げ3)

- 完全囲まれルールの適用 5
- 複数隣接ルールを適用 10
- 5級地差ルールを適用 7
- 広域連合ルールを適用 1
- 他制度との均衡ルールを適用 1
- 経過措置の変更 6
- 経過措置の終了 8

# 地域区分のこれまでの見直しの経緯

平成 12 年度介護保険制度創設	<u>国家公務員の調整手当に準拠した地域区分を設定（5 区分）</u>
平成 15 年度介護報酬改定	地域区分の改定なし
※人事院勧告（平成17年度）により国家公務員の地域手当の見直し（完全施行は平成22年度から）	
平成 18 年度介護報酬改定	国家公務員の地域手当が新設され、級地が 7 区分となったものの、地域区分の改定は行わず、従来の 5 区分を踏襲
平成 21 年度介護報酬改定	<ul style="list-style-type: none"><li>①一部の級地について上乗せ割合を引き上げ（級地の見直しは実施せず）</li><li>②地域差を勘案する職員の範囲について、直接処遇職員から具体的に配置基準が定められている職種の職員に拡大</li><li>③人件費割合について、2 類型（人件費割合 60 % と 40 % のサービス）から 3 類型（人件費割合 70 %、55 %、45 % のサービス）に見直し</li></ul>
平成 24 年度介護報酬改定	<u>国家公務員の地域手当に準拠した見直し（7 区分）</u> ※国の官署がないため地域手当の設定がない地域については、診療報酬の地域加算の対象地域の考え方による見直し ※経過措置として、2 区分以上変更する地域は1区分の変更でも認めるとともに、乙地（5 %）の地域は引き続き 5 % の設定を可能とした
※人事院勧告（平成26年度）により国家公務員の地域手当の見直し（完全施行は平成30年度から）	
平成 27 年度介護報酬改定	<u>国家公務員または地方公務員の地域手当に準拠した見直し（8 区分）</u> ※経過措置として、従前の上乗せ割合と見直し後の上乗せ割合の範囲内での選択を認める ※特例として、複数隣接ルール及び広域連合ルールを設定
平成 30 年度介護報酬改定	特例として、完全囲まれルールを設定
令和 3 年度介護報酬改定	特例として、4 級地差ルールを設定
令和 6 年度介護報酬改定	5 級地差ルール及び新複数隣接ルールを設定
※人事院勧告（令和6年度）により国家公務員の地域手当の見直し（完全施行は令和10年度以降）	
※地方公務員の地域手当も国家公務員と同様の見直し（現在、90市町村が国家公務員の地域手当や総務省から示された支給割合等とは異なる独自の支給割合を設定しており、見直し後はさらに増えることも考えられる）	

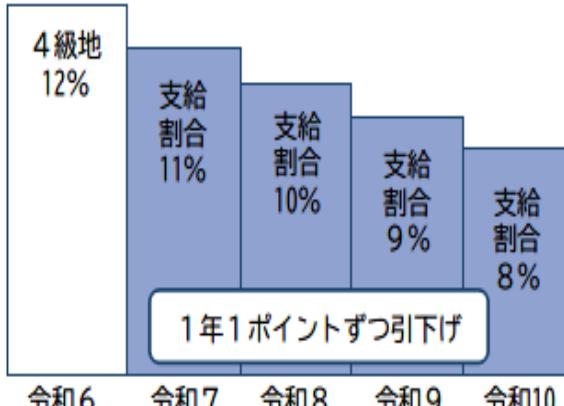
# (参考) 公務員の地域手当の見直し内容

(「本年の給与勧告のポイントと給与勧告の仕組み」(令和6年8月 人事院)より抜粋)

## 地域手当の大くくり化等

- 支給地域の単位の広域化
  - ✓ 都道府県を基本とする。中核的な市(都道府県庁所在地及び人口20万人以上の市)については当該地域の民間賃金を反映
- 級地区分をシンプルに
  - ✓ 20%、16%、12%、8%、4%の5級地に再編。民間賃金が高い東京都特別区については引き続き20%に設定
- 支給割合の変動に伴い激変緩和に配慮
  - ✓ 現行からの支給割合の引下げは4ポイント以内に抑制
  - ✓ 支給割合の引下げは段階的に実施(1年1ポイントずつ。引上げもこれに合わせて段階的に実施)

【激変緩和措置】例: 現行4級地12% → 見直し後4級地8%



- 現在10年ごととしている級地区分の見直し期間を短縮

## 【現行】

級地区分	支給割合	支給地域の例
1級地	20%	東京都特別区
2級地	16%	横浜市、大阪市等
3級地	15%	さいたま市、千葉市、名古屋市等
4級地	12%	神戸市等
5級地	10%	京都市、広島市、福岡市等
6級地	6%	仙台市、静岡市、高松市等
7級地	3%	札幌市、新潟市、岡山市等



## 【見直し後】

16都府県  
+79市

級地区分	支給割合	支給地域の例	
		(都府県で指定)	(中核的な市で個別に指定)
1級地	20%		東京都特別区
2級地	16%	東京都	横浜市、大阪市等
3級地	12%	神奈川県、大阪府	さいたま市、千葉市、名古屋市等
4級地	8%	愛知県、京都府	仙台市、静岡市、神戸市、広島市、福岡市等
5級地	4%	茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、静岡県、三重県、滋賀県、兵庫県、奈良県、広島県、福岡県	札幌市、岡山市、高松市等

# (参考) 地域手当の支給地域及び支給割合

(「本年の給与勧告のポイントと給与勧告の仕組み」(令和6年8月 人事院)より抜粋)

級地・支給割合	都道府県	都道府県の級地と異なる地域
1級地 (20%)		東京都：特別区
2級地 (16%)	東京都	茨城県：つくば市 神奈川県：横浜市、川崎市、藤沢市、厚木市 大阪府：大阪市、吹田市
3級地 (12%)	神奈川県 大阪府	茨城県：取手市、守谷市 埼玉県：さいたま市、志木市、和光市 千葉県：千葉市、成田市、袖ヶ浦市、印西市 愛知県：名古屋市、刈谷市、豊田市、豊明市 兵庫県：西宮市、芦屋市、宝塚市
4級地 (8%)	愛知県 京都府	宮城県：仙台市、多賀城市 茨城県：水戸市、日立市、土浦市、龍ヶ崎市、牛久市 埼玉県：川越市、東松山市、上尾市、朝霞市、坂戸市 千葉県：市川市、船橋市、松戸市、佐倉市、柏市、市原市、富津市、浦安市 静岡県：静岡市 三重県：四日市市、鈴鹿市 滋賀県：大津市、草津市、栗東市 兵庫県：神戸市、尼崎市、明石市、伊丹市、川西市、三田市 奈良県：奈良市、大和郡山市、天理市 広島県：広島市 福岡県：福岡市、春日市、福津市
5級地 (4%)	茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 静岡県 三重県 滋賀県 兵庫県 奈良県 広島県 福岡県	北海道：札幌市 群馬県：前橋市、高崎市、太田市 富山県：富山市 石川県：金沢市 山梨県：甲府市 長野県：長野市、松本市、塩尻市 岐阜県：岐阜市 和歌山县：和歌山市、橋本市 岡山县：岡山市、倉敷市 香川県：高松市

# (参考) 見直し後の支給地域及び級地区分・支給割合

(「社会の変革に対応した地方公務員制度のあり方に関する検討会 納入分科会 報告書」(令和6年10月)より抜粋)

級地・支給割合	都道府県	都道府県の級地と異なる地域
1級地 20%		東京都：特別区
2級地 16%	東京都	茨城県：つくば市 神奈川県：横浜市、川崎市、藤沢市、厚木市 大阪府：大阪市、吹田市
3級地 12%	神奈川県 大阪府	茨城県：取手市、守谷市 埼玉県：さいたま市、蕨市、志木市、和光市 千葉県：千葉市、成田市、習志野市、我孫子市、袖ヶ浦市、印西市 静岡県：裾野市 愛知県：名古屋市、刈谷市、豊田市、豊明市、日進市 京都府：長岡京市 兵庫県：西宮市、芦屋市、宝塚市
4級地 8%	愛知県 京都府	宮城県：仙台市、多賀城市 茨城県：水戸市、日立市、土浦市、龍ヶ崎市、牛久市 埼玉県：川越市、東松山市、狭山市、上尾市、朝霞市、新座市、桶川市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、ふじみ野市 千葉県：市川市、船橋市、松戸市、佐倉市、柏市、市原市、八千代市、富津市、浦安市、四街道市 静岡県：静岡市 三重県：四日市市、鈴鹿市 滋賀県：大津市、草津市、栗東市 兵庫県：神戸市、尼崎市、明石市、伊丹市、高砂市、川西市、三田市 奈良県：奈良市、大和郡山市、天理市 広島県：広島市 福岡県：福岡市、春日市、福津市
5級地 4%	茨城県 栃木県 埼玉県 千葉県 静岡県 三重県 滋賀県 兵庫県 奈良県 広島県 福岡県	北海道：札幌市 宮城県：富谷市 群馬県：前橋市、高崎市、太田市 富山県：富山市 石川県：金沢市 山梨県：甲府市 長野県：長野市、松本市、塩尻市 岐阜県：岐阜市 和歌山县：和歌山市、橋本市 岡山県：岡山市、倉敷市 香川県：高松市

\* 表中「都道府県の級地と異なる地域」については、令和6年人事院勧告・報告で示された支給地域に、国家公務員が在勤していない地域も加えて掲げている。